

出産育児一時金直接支払制度の利用により出産の事実が確認できる場合は、届出は**不要**です。

産前産後にかかる 国民健康保険税が軽減されます

■対象となる方

- ・可児市国民健康保険加入者で、出産された方
- ・出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方
※妊娠85日(4か月)以降の出産(死産、流産、人工妊娠中絶の場合も対象となります)

■軽減される対象期間 (届出は出産予定日の6か月前からできます)

- ・出産(予定)月の前月から4か月分
 - ・多胎妊娠の場合、出産(予定)月の3か月前から6か月分
- ※令和5年12月以前の月は軽減対象外です(令和6年1月1日施行のため)。

例 10月出産の場合(★マークが軽減対象期間)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
単胎妊娠			★	★出産月※	★	★	
多胎妊娠	★	★	★		★	★	★

※届出が出産前の場合「出産予定月」

■軽減額

出産被保険者の所得割額と均等割額(対象期間分)

届出の翌月以降の各期納付額から減額調整します。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

払い過ぎになった保険税は還付します。

■手続きに必要なもの

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書(様式はHPからダウンロードできます)
- ② 母子健康手帳など(多胎妊娠の場合は人数分)
- ③ 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

※別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。

■ 軽減される対象期間が年度をまたぐ場合の減額について

- ・軽減対象月がある年度ごとに減額されます。
- ・軽減対象月が3月までの分は前年度分から、4月以降の分は新年度分から減額します。

前年度と新年度に分けて減額する例（単胎妊娠の場合）

○が前年度の対象分、◎が新年度の対象分

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1月出産	○	○	○	○			
2月出産		○	○	○	◎		
3月出産			○	○	◎	◎	
4月出産				○	◎	◎	◎
軽減年度	前年度				新年度		

■ よくあるご質問

Q1 可児市国民健康保険の出産育児一時金直接支払制度を利用しました。「産前産後期間に係る保険税の軽減」を受けるには、市役所へ届出をする必要がありますか？

A1 届出は不要です。
本市の出産育児一時金直接支払制度の利用により出産の事実が確認できるため、出産された2～3か月後の納期分から自動的に減額調整します。

Q2 7月15日に出産予定です。いつから届出できますか？

A2 出産予定月の6か月前から届出できます。
7月出産予定月の場合は、同年1月から届出できます。

Q3 出産前に届出しました。出産予定月と実際に出産した月が違った場合、再度提出が必要ですか？

A3 再度の提出は不要です。

Q4 10月に出産を控え、6月に届出したことにより翌月の納期分から保険税が軽減されました。しかし、8月に夫の社会保険の扶養となり、国保を脱退しました。軽減分はどうなりますか？

A4 軽減の対象期間(9月～12月)前の国保脱退のため、軽減適用が取消しとなります。これによる増額分が国保脱退による減額分を上回った場合、その差額分については納付をお願いします。

Q5 1年分の保険税を前納していますが、軽減が適用された場合、保険税はどうなりますか？

A5 軽減分を還付(返金)します。